

平成20年度は4月に診療報酬の改定があります。
 詳細は会報4月号に掲載する予定です。
 ここでは速報として改正案をお知らせします。

(点 数)

3月、4月の治療計画の参考にして下さい。	3月末までの算定	4月からの算定
項目	現行	改正案
歯科初診料	180	182
歯科再診料	38	40

デジタル映像化処理加算

イ 歯科エックス線撮影	10	5
ロ 歯科パノラマ断層撮影	95	50
ハ その他	60	30

エックス線診断料

電子画像管理加算

イ 歯科エックス線撮影		10	(新設)
ロ 歯科パノラマ断層撮影		95	
ハ その他		60	

顎運動関連検査

下顎運動路描記法(MMG)	300	顎運動関連検査 380 (一装置につき1回に 限り算定)	(新設)
チェックバイト検査	400		
ゴシックアーチ描記法	500		
パントグラフ描記法	600		

歯周治療

スケーリング・ルートプレーニング(1歯につき)

前歯	60	58
小臼歯	64	62
大臼歯	70	68

歯周ポケット搔爬(1歯につき)

前歯	60	58
小臼歯	64	62
大臼歯	70	68

歯周外科手術

(1/3顎につき)

(1歯につき)

歯周ポケット搔爬術	200	75
新付着手術	300	150
歯肉切除術	400	300
歯肉剥離搔爬手術	1000	600

初期齲蝕小窩裂溝填塞処置	108	120	(廃止)
根管内異物除去(1歯につき)	140	150	
ラバー加算	10		
歯肉息肉除去手術	54		

根管充填(加圧根管充填加算)

単根管	110	118
2根管	130	140

3根管以上	150	164
抜歯手術(1歯につき)		
乳歯	120	130
難抜歯	460	470
埋伏歯	1000	1050
歯根嚢胞摘出手術 (1歯につき)		
歯冠大のもの	770	800
拇指頭大のもの	1300	1350
歯根端切除手術(1歯につき)	1300	1350
支台築造印象(1歯につき)		20
テンポラリークラウン(前歯部1歯につき)		30

(新設)
(新設)

項目	現行	改正案
歯冠形成(1歯につき)		
窩洞形成・単純なもの	44	54
・複雑なもの	68	80
充填(1歯につき)		
・単純なもの	52	100
・複雑なもの	100	148
		EE・EB加算を含む
充填物の研磨(1歯につき)	14	

(廃止)

前装鑄造冠(1歯につき)	1200	1174
前装鑄造ポンティック加算点数	772	746
有床義歯		
局部義歯(1床につき)		
イ 1歯から4歯まで	525	540
ロ 5歯から8歯まで	650	665
鑄造鉤(1個につき)		
1 双歯鉤	220	224
2 両翼鉤	205	208
線鉤(1個につき)		
1 双歯鉤	195	200
2 両翼鉤	135	140
3 レストのないもの	115	120
支台築造		
1 メタルコア		
イ 大臼歯	170	176
ロ 小臼歯及び前歯	144	150
2 その他	120	126
歯科疾患総合指導料	130・110	歯科疾患管理料 1回目 130 2回目以降 110
歯科口腔衛生指導料	100	
歯周疾患指導管理料	100	
歯科疾患継続指導料	120	

(統合)

歯科疾患継続管理診断料	100		
機械的歯面清掃加算	80 (3月に1回)	60 (2月に1回)	
新製義歯指導料	100	新製有床義歯管理料 100	(変更)
新製義歯調整料	120		
有床義歯調整料	60	有床義歯管理料 70	(変更)
有床義歯調整料	60	有床義歯長期管理料 60	(変更)
歯周病安定期治療(1口腔につき)		150 125 100	(新設)
老人訪問口腔指導管理料	430		(廃止)
後期高齢者在宅療養口腔機能管理料		180(月1回)	(新設)
歯科外来診療環境体制加算		30(初診時1回)	(新設)
歯周組織再生誘導手術		1次手術 630 2次手術 300	(新設)
接着ブリッジ(支台歯の生活歯歯冠形成の 鑄造冠に係る加算)		490	(新設)
齲蝕歯無痛的窩洞形成加算		20	(新設)
非侵襲性歯髄覆罩		150	(新設)
静脈内鎮静法		120	(新設)
肺血栓塞栓症予防管理料		305	(新設)